

ビタミン M No.138

～ 1枚5分で1ヶ月の経営に効く ～ (2023年9月号)

<今月のトピックス>

- ・2023年度地域別最低賃金額改定
- ・高校生を使用する際はご注意ください！
- ～採用前に使用のルールを要確認～

2023年度地域別最低賃金額改定

2023年7月28日、今年度の地域別最低賃金額改定の目安について答申のとりまとめが公表されました。今後、各地方最低賃金審議会で、この答申を参考にしつつ、地域における賃金実態調査や参考人の意見等も踏まえた調査審議の上、答申を行い、各都道府県労働局長が地域別最低賃金額を決定します。

ビタミンMの“M”とは、“Management”を指し、“お客様の経営に効く”“お客様に活力を与える”存在でありたいとの願いが込められています

● 引上げ額の目安

各都道府県の引上げ額の目安については、以下3ランクに分けて提示されています。

ランク	引上額	都道府県
A	41円	埼玉、千葉、東京、神奈川、愛知、大阪
B	40円	北海道、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、新潟、富山、石川、福井、山梨、長野、岐阜、静岡、三重、滋賀、京都、兵庫、奈良、和歌山、鳥根、岡山、広島、山口、徳島、香川、愛媛、福岡
C	39円	青森、岩手、秋田、山形、鳥取、高知、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄

● 予定される最低賃金額

効力発生日は、例年通りの場合2023年10月1日の予定

都道府県	令和5年度改定目安額(円)	令和4年度最低賃金額(円)	※引上額(円)	都道府県	令和5年度改定目安額(円)	令和4年度最低賃金額(円)	※引上額(円)	都道府県	令和5年度改定目安額(円)	令和4年度最低賃金額(円)	※引上額(円)
北海道	960	920	40(40)	京都	1,008	968	40(40)	奈良	936	896	40(40)
埼玉	1,028	987	41(41)	大阪	1,064	1,023	41(41)	岡山	932	892	40(40)
東京	1,113	1,072	41(41)	兵庫	1,001	960	41(40)	福岡	941	900	41(40)

※引上額は地方審議会答申結果、カッコ内は引上げ目安額

高校生を使用する際はご注意ください！～採用前に使用のルールを要確認～

職員を募集していますが、なかなか集まらず、高校生まで範囲を広げてアルバイト募集をしようか検討中です。高校生採用の際の注意事項などあれば教えてください。



①

高校生でも満18歳未満(以下、年少者)かどうかで異なります。労働基準法では年少者の健康及び福祉確保等の観点から、様々な制限を設けて保護を図っています。

(※例外あり)

- ・就労時間:原則1日8時間、1週間40時間まで(※)
- ・深夜:原則午後10時～翌日午前5時まで就労不可(※)
- ・危険有害業務の制限・坑内労働の禁止
- ・事業場に年齢証明書(戸籍抄本や住民票記載事項証明書)の備え付け
- ・労働契約は本人が締結、ただし親権者の同意必要



②

なるほど。基本的に、時間外労働や休日出勤、深夜勤務はできないんですね。社会保険や雇用保険の加入についてはどうなりますか。



③

雇用保険については、昼間学生は基本的に年齢問わず雇用保険加入対象外です。通信や夜間の学生は、加入要件(週所定労働時間が20時間以上かつ31日以上の雇用見込)を満たせば加入となります。

社会保険については、1週の所定労働時間および1月の所定労働日数が常時雇用者の4分の3以上であれば、学生や年齢問わず加入となります。ただし、特定適用事業所の短時間労働者については、雇用保険と同様、学生は対象外です。

学生のほとんどは親の扶養に入っているため、収入が扶養の範囲を超えないよう注意してシフトを組むようにしましょう。



④

大学生は結構長時間働く子もいますし、扶養から外れてしまうと大変ですね。気を付けるようにします。

ところで、高校生は時給を低めに設定して問題ないでしょうか。



⑤

最低賃金は高校生にも適用されます。高校生だから、経験がないから、などを理由にして最低賃金を下回る賃金設定はできません。

また、まれにパート・アルバイトには年次有給休暇は付与しなくてもいいと思っている使用者もいますが、年次有給休暇を付与する必要があり高校生も同様です。



⑥

ビタミンMの内容に関しては、分かりやすく簡潔に表現することを心掛けておりますので、情報のすべてを正確に表すことができない場合があります。このような場合において、内容が不正確であったこと及び誤植があったことによる生じたいかなる損害に対しても、当事務所は一切の責任を負いません。また、ビタミンMの内容は、作成日現在において有効な情報です。制度や法律は変更されますので、ご利用日時での内容を官公庁等にご確認ください。

「ビタミンM」はメールでの配信も可能です。「kor@nkg.co.jp」に「事業所名・お名前・メール配信希望」をご記入の上、メールをお送りください。毎月、労務に関する最新情報をお届けいたします。

お気軽に
ご質問・ご相談ください



社会保険労務士法人 日本経営(日本経営グループ)
〒561-0872
大阪府豊中市寺内2-4-1緑地駅ビル4階
発行責任者:社会保険労務士 岩田 健
執筆担当者:岩城 恵美

TEL:06-6868-1193
FAX:06-6862-4662
Mail: kor@nkg.co.jp



←Q&A事例集はこちら

作成日:2023.08.21

NK-GROUP
イラスト協力:WANPUG